

由利地域観光周遊バスツアー助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、由利地域（以下「本地域」という。）への団体観光客誘致を促進するため、観光を目的とした本地域外からのバスツアーを企画する旅行事業者に対し、その経費の一部を助成することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 この助成金の名称は「由利地域観光周遊バスツアー助成金」（以下「助成金」という。）とする。

(助成対象事業者)

第3条 この助成金の助成対象事業者は、本地域へのバスツアーを主催または手配する旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の登録を受けた者をいう。）とする。

(助成対象事業)

第4条 助成の対象となる事業は、次の各号の全てに該当する事業とする。

- (1) 申請年度の4月11日から翌年3月20日までの間に出発し、終了するツアーであること。
- (2) 三大都市圏（東京圏、大阪圏、名古屋圏）から出発するツアーであること。
- (3) バス1台につき15人以上の参加者（乗務員及び添乗員を除く。）があること。
- (4) 由利地域内の周遊には貸切バスを利用すること。なお、同一のツアーで他地域に立ち寄り又は宿泊することは妨げない。
- (5) 本地域を構成するにかほ市及び由利本荘市の観光施設等を1か所以上ずつ利用（宿泊施設及びトイレ休憩のみの利用は除く。）すること。
- (6) 本地域内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。
- (7) 秋田県、にかほ市及び由利本荘市の公的助成を受けていないツアーであること。ただし、新型コロナウイルス感染拡大の影響により落ち込んだ観光需要を盛り上げる事業（GoToトラベル事業及び県民割等）との併用は可とする。

(助成の対象外)

第5条 次の各号に掲げるものは助成の対象外とする。

- (1) 国や自治体、公的な団体が実施する会議・研修ツアー。
- (2) 修学旅行など学校行事として実施するツアー。
- (3) 宗教活動や政治活動の一環として実施するツアー。
- (4) 国による緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発令されている期間中の地域から出発するツアー。

(5) 公序良俗に反するなど、由利地域観光推進機構会長（以下「会長」という。）が不相当と認めるもの。

(助成金の額等)

第6条 助成の対象となる経費及び助成の額は、バスの借り上げ料金のみとし、15万円を上限とする。ただし、他のバスの借り上げ料金に係る公的助成と併用する場合は、助成金の合計がバスの借り上げ料金を超えないものとする。

(交付の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、出発日の10日前までに会長に提出しなければならない。

- (1) ツアー行程表
- (2) 経費見積書（内訳がわかるもの）

(交付の決定)

第8条 会長は、助成金の交付申請をうけたときは、その内容を審査し、適当と認められるときは助成金の交付を決定し、申請者に助成金交付決定通知書（様式第2号）にて通知する。

(申請者の責務)

第9条 申請者は、当該ツアーに係るパンフレット、チラシ及び最終行程表等に「協力：由利地域観光推進機構」と表記しなければならない。

(交付申請の変更及び中止)

第10条 申請者は、交付決定した内容に変更が生じたとき及び当該ツアーを中止するときは、助成金事業変更（中止）申請書（様式第3号）を速やかに会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の内容変更等を承認したときは、助成金事業変更（中止）承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 申請者は、助成事業が完了したときは、助成金事業実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて速やかに会長に提出しなければならない。

- (1) 最終行程表（「協力：由利地域観光推進機構」と記載があるもの）
- (2) 運送引受書の写し
- (3) バスの借り上げ料金がわかる領収書の写し
- (4) 無料観光施設等を利用した場合、当該ツアーでの利用がわかる写真
- (5) 有料観光施設等利用証明書（様式第6号）
- (6) 宿泊証明書（様式第7号）
- (7) 助成金請求書（様式第8号）

(助成金額の確定等)

第12条 会長は、前条の規定による報告があった場合は、当該報告に係る書類の内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき助成金額を確定し、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付の取り消し)

第13条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 交付決定の内容に違反したとき。
- (2) 法令又はこれらに基づく会長の命令に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(助成金の返還)

第14条 会長は、交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第15条 申請者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し、事業完了年度の翌年から5年間保管しなければならない。

(事業の終了)

第16条 助成金の交付決定額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月15日から施行する。